

平成二十一年七月十四日受領
答弁第六四六号

内閣衆質一七一第六四六号

平成二十一年七月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性等に関する質問に対する

答弁書

一、五及び六について

お尋ねについては、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであり、お答えすることは差し控えたい。

二及び三について

外務省の在外職員との比較を行うため、世界各地に海外拠点を有し、相当数の海外駐在員を派遣している民間企業を対象に照会を行っているものであり、外務省としては、適切と考えている。

四について

配偶者を同伴していない在外職員に配偶者手当が支給された事例はないものと認識している。